

自治体名		野洲市	草津市
条例名		野洲市住民投票条例	草津市住民投票条例
制定年月日		平成21年12月22日	平成24年12月27日
施行年月日		平成24年7月9日	平成25年6月30日
根拠条例	条例名	野洲市まちづくり基本条例	草津市自治体基本条例
	制定年月日	平成19年6月22日	平成23年7月1日
どのよう な場合に住民投票するの か	条文	第22条 市は、市政に関する 重要事項 について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。 3 住民投票に関する必要な事項は、別に条例で定めます。	第28条 市長は、市政に関する 重要事項 について、直接、住民(本市の区域内に住所を有する者で別に条例で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)の意思を確認するため、法律に定める以外の住民投票(以下この条および次条において「住民投票」という。)を実施することができる。 2 市長は、一定数以上の住民から住民投票の実施の請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 3 市長は、一定数以上の議員から住民投票の実施の提案が議会で行われ、その議決があったときは、住民投票を実施しなければならない。 4 前3項に定めるもののほか、住民投票に関して必要な事項は、別に条例で定める。 第29条 市は、住民投票の結果を尊重するものとする
	「重要事項」とは	●住民の福祉に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項として、住民に直接その賛否を問う必要がある ●市および住民全体に利害関係を有する ●住民の間又は住民、市議会若しくは市長の間に 重大な意見の相違 がある	●市全体に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項で、住民に 直接意思を確認する必要があるもの 。 ●市および住民全体に利害関係を有している ●住民の間または住民、議会もしくは市長の間に 重大な意見の相違 がある ●住民の間または住民、議会もしくは市長の間で、事項についての議論が熟し、議論としての 最終段階 である 既に住民投票に付された事項または議会もしくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあっては、改めて住民に直接その意思を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。
除外事項	▲市の機関の権限に属さない事項(市の意思を明確に表示すべき事項を除く。)	▲市の権限に属さない事項	
	▲法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項	▲法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項	
	▲専ら特定の市民または地域に関する事項	▲専ら特定の住民または団体および特定の地域にのみ関係する事項	
	▲市の組織、人事又は財務の事務に関する事項	▲市の組織・人事・財務に関する事項	
	▲地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項	▲地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関する条例の制定または改廃	
	▲前各号に定めるもののほか、住民投票を実施することが明らかに認められる事項	▲特定の個人または団体の権利等を不当に侵害するおそれのある事項 ▲前各号に定めるもののほか、住民投票に付すことが適当でないと明らかに認められる事項	
投票資格者	居住	●野洲市に住所を有する(引き続き3ヶ月以上野洲市の住民基本台帳に記録されているもの)	●選挙権を有するもの <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録後3ヶ月以上の住民 ・満20歳以上 ・日本国籍
	年齢	●満18歳以上	
	国籍	●日本国籍、又は永住者、特別永住者、3年以上住所を有する在留資格をもつ外国人	
請求、発議	▲投票資格者の総数の4分の1以上の連署を代表者から市長に請求→市長は住民投票を実施しなければならない	▲本市の議会の議員および長の選挙権を有するものの総数の6分の1以上の連署をもって市長に請求→市長は5日以内に実施か否かを決定	
	▲投票資格者の総数の50分の1以上の者の連署を代表者から市長に請求。この場合、市長は意見を付けて市議会に付議し、市議会の出席議員の過半数の賛成による議決を要する→市長は住民投票を実施しなければならない		
	▲市議会は議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して請求できる→市長は住民投票を実施しなければならない	▲市議会は議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して請求できる→市長は5日以内に実施か否かを決定	
	▲市長自ら発議	▲市長自ら発議し実施を決定できる	
その他	目的	住民の市政への参加を促進し、もって自治の確立を図ることを目的とする	
	形式	住民投票に係る事項は、 二者択一で賛否を問う形式のもの とし、かつ、 住民が容易に内容を理解できる設問 としなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。	
この条例に基づく住民投票の実施		なし	なし

常設型住民投票条例の比較(県外)

●はすべて該当 ▲はいずれかに該当

自治体名		三重県名張市	神奈川県川崎市
条例名		名張市住民投票条例	川崎市住民投票条例
制定年月日		平成17年12月26日	平成20年6月24日
施行年月日		平成18年1月1日	平成24年7月9日
根拠条例	条例名	名張市自治基本条例	川崎市自治基本条例
	施行年月日	平成18年1月1日	平成17年4月1日
条文		第31条 市長は、市政に係る 重要事項 について、広く住民の意思を確認する必要があると認められるときは、住民投票を実施することができる。 2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	第31条 市は住民(本市の区域内に住所を有する人〔法人を除きます。〕をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る 重要事項 について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。
どのような場合に住民投票するのか	「重要事項」とは	●住民に直接その賛否を問う必要があるもの ●市および住民全体に利害関係を有する事案	●住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるもの ●住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違認められる ●現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性がある事項 既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあっては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない
	除外事項	▲市の機関の権限に属さない事項(市の意思を明確に表示すべき事項を除く。) ▲法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ▲専ら特定の市民または地域に関する事項 ▲市の組織、人事又は財務の事務に関する事項 ▲上記のほか、住民投票に付することが適当でない事項	▲法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ▲専ら特定の市民または地域に関する事項 ▲住民投票の実施により、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項 ▲市民が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項 ▲上記のほか、住民投票に付することが適当でない事項
投票資格者	居住	●引き続き3ヶ月以上名張市に住所を有する者 (名張市の住民票が作成された日から引き続き3ヶ月以上名張市の住民基本台帳に登録されている者に限る)	●市の区域内に住所を有する者 (川崎市に住民票が作成された日から引き続き3箇月以上川崎市の住民基本台帳に登録されている者)
	年齢	●満18歳以上	●満18年以上
	国籍	●日本国籍を有する者 及び 外国人(永住者、特別永住者)	●日本国籍を有する者 外国人(永住者、特別永住者、日本で住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳登録されている者。)
請求、発議		▲自治基本条例第31条第1項の規定により市長が実施するとき 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認められるときは、住民投票を実施できる ▲自治基本条例第32条第1項の規定による請求 投票資格者の総数の50分の1以上のもの連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。 市長はこの請求があったとき、意見を付けてこれを市議会に付議し、市議会の出席議員の過半数の賛成による議決で、住民投票を実施できる ▲自治基本条例第32条第3項の規定による発議 市議会議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て発議できる。 市長はこの請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議し、市議会の出席議員の過半数の賛成による議決で、住民投票を実施できる ▲自治基本条例第32条第5項に規定する要件を満たしたとき 市長は、投票資格者の総数の4分の1以上の者の連署をもって、市長に請求した場合は、住民投票を実施できる	▲市長は、自ら住民投票を発議することができる ▲投票資格者はその総数の10分の1の連署を持って、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。 ↓ 市長は、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない ↓ 住民投票を実施(ただし、議会議員の3分の2以上の者の反対があるときはこの限りでない。) ▲議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。 ↓ 市長は住民投票を実施する
その他	目的		住民に直接意思を確認するため 住民の市政への参加を推進し、市民自治の確立に資する
	形式	住民投票は二者択一で賛否を問う形式とする	賛成又は反対を問う形式により発議又は請求
この条例に基づく住民投票の実施		なし	なし

常設型市民投票条例の比較(県外)

●はすべて該当 ▲はいずれかに該当

自治体名		大阪府豊中市	北海道北広島市
条例名		豊中市市民投票条例	北広島市市民投票条例
制定年月日		平成20年4月1日	平成21年2月26日
施行年月日		平成21年3月26日	平成21年6月1日
根拠条例	条例名	豊中市自治基本条例	北広島市市民参加条例
	施行年月日	平成19年4月1日	平成21年6月1日
	条文	<p>(市民投票) 第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。第3項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。 4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(市民参加の方法) 第6条 市の機関は、前条第1項の規定に基づき市民参加を求めるときは、次に掲げる方法(以下「市民参加手続」といいます。)により実施するものとします。 (5)市民投票(投票により広く市民の意思を確認することをいいます。)の実施 (市民投票) 第11条 市内に住所を有する18歳以上の者で別に条例で定めるもの及び議会は、政策等の重要事項について、市長に対し、市民投票の実施を請求することができます。 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。 3 市長は、政策等の重要事項について、市民に直接問う必要があるときは、市民投票を実施することができます。 4 市民投票の請求及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定めず。</p>
どのような場合に住民投票するのか	「重要とは事項」	<p>「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市及び市民全体に利害関係を有する事案 ●市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民全体にかかわる事項 ●市民に直接その賛否を問う必要が特にあると認められるもの
	除外事項	▲市の権限に属さない事項(市の意思を明確に表示すべき事項を除く。)	▲市の権限に属さない事項
		▲法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項	▲法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
		▲市の組織、人事又は財務の事務に関する事項	▲特定の市民又は特定の地域にのみ関係する事項
▲上記のほか、住民投票に付すことが適当でない事項		▲市の機関の内部事務処理に関する事項	
投票資格者	居住	●市内に住所を有する(引き続き3月以上住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に記録されているもの)	●市内に住所を有するもの(引き続き3箇月以上)
	年齢	●満18歳以上	●満18歳以上
	国籍	●外国人(3年を超えて日本に在留する外国人)を含む	●日本国籍を有する者 又は 外国人(永住者、特別永住者、日本に引き続き3年を超えて在留資格を持ったもの)
請求、発議		▲投票資格者の総数の6分の1以上の署名により請求	▲投票資格者の総数の6分の1以上の署名を持って、市長に請求 →市民投票の実施
			▲市議会議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数により議決された場合、市長に請求できる→市民投票の実施
			▲市長は自ら市民投票を実施することができる。
その他	目的		市民投票を実施することにより、これによって示された市民意見を把握し、もって公正で民主的な市政運営の向上を図る
	形式	住民投票は二者択一で賛否を問う形式とする。 (市長が必要と認めるときは、事案により、3以上の選択しから一つを選択する形式によることができる)	賛成又は反対を問う形式とする。
この条例に基づく住民投票の実施		なし	なし
「市民」の定義		<p>「豊中市の市民投票制度 基本的な考え方」から</p> <p>○なぜ「住民投票」ではなく「市民投票」なのか 自治基本条例では、住民や市民を表す言葉として「市民」を用い、その範囲については定義を設けず、在住者や在勤・在学者、市民活動団体など、幅広くとらえています。 これは自治基本条例が、さまざまな個性を持った人々が、年齢や性別、国籍の違いなどを越えてじっくり話し合い、持てる力を出し合って自治を担っていくことを目指していることから、自治の主体と位置づけている「市民」の範囲もできるだけ広く解釈することが条例の趣旨に沿うものであると考えたためです。自治基本条例を根拠として具体的な制度を創設していく際に、条例の趣旨を尊重しながら、個別具体的にその範囲を明らかにしていくこととしています。</p>	<p>「北広島市市民参加条例」 (定義) 第2条 この条例において「市民」とは、次に掲げるものをいいます。 (1)市内に居住するもの (2)市内に事務所、事業所等に勤務する者 (3)市内の学校に在学する者 (4)市内に事務所、事業所等を有する個人又は法人その他の団体 (5)前各号に掲げるもののほか市内において活動を行うもの</p> <p>【解説】市の政策等に関して影響を受ける人々を市民として広く捉えています。これは市民参加条例が様々な個性を持った人々が、年齢や性別、国籍の違いなどを越えてじっくり話し合い、持てる力を出し合ってまちづくりを担っていくことを目指しているからです。なお、第6条に規定する市民参加の方法によっては、参加できるものの範囲を個別に定めています。</p>